

1. 従前の訪問介護(旧介護予防訪問介護)相当サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 訪問型 サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 1,172 単位		1月につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,172 1,055	
	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 39 単位		1日につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	39 35	
ロ 訪問型 サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 2,342 単位		1月につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,342 2,108	
	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 77 単位		1日につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	変更なし 変更なし	
ハ 訪問型 サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,715 単位		1月につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,715 3,344	
	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122 単位		1日につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	変更なし 変更なし	
ニ 訪問型 サービス費 (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 267 単位 <small>※週1回利用で3回以下の利用となった場合</small>		1回につき
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	267 240		
ホ 訪問型 サービス費 (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 271 単位 <small>※週2回利用で7回以下の利用となった場合</small>		1回につき
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	271 244		
ヘ 訪問型 サービス費 (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286 単位 <small>※週2回を超える利用で11回以下の利用となった場合</small>		1回につき
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	286 変更なし		
ト 訪問型 サービス費 (短時間 サービス)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満) 166 単位 <small>※1月につき22回まで</small>		1回につき
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	166 変更なし		
特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	変更なし	1月につき
	所定単位数の 15% 加算	変更なし	1日につき
	所定単位数の 15% 加算	変更なし	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	変更なし	1月につき
	所定単位数の 10% 加算	変更なし	1日につき
	所定単位数の 10% 加算	変更なし	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	変更なし	1月につき
	所定単位数の 5% 加算	変更なし	1日につき
	所定単位数の 5% 加算	変更なし	1回につき
チ 初回加算	200 単位加算	変更なし	1月につき
リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	変更なし 変更なし	
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	変更なし	1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	変更なし	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	変更なし	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	変更なし	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	変更なし	
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	新設	1月につき
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	新設	

2. 緩和した基準による訪問型サービス費

算定項目		合成 単位数	算定 単位
イ 訪問型サービス費 (I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 938 単位	938	1月につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	844	
	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 31 単位	31	1日につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	28	
ロ 訪問型サービス費 (II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 1,874 単位	1,874	1月につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,686	
	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 62 単位	変更なし	1日につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	変更なし	
ハ 訪問型サービス費 (III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 2,972 単位	2,972	1月につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,675	
	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 98 単位	変更なし	1日につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	変更なし	
ニ 訪問型サービス費 (IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 214 単位 <small>※週1回利用で3回以下の利用となった場合</small>	214	1回につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	192	
ホ 訪問型サービス費 (V)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 217 単位 <small>※週2回利用で7回以下の利用となった場合</small>	217	1回につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	195	
ヘ 訪問型サービス費 (VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 229 単位 <small>※週2回を超える利用で11回以下の利用となった場合</small>	229	1回につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	変更なし	
ト 訪問型サービス費 (短時間サービス) 133 単位 <small>※1月につき22回まで</small>	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	133	1回につき
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	120	
特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	変更なし	1月につき
	所定単位数の 15% 加算	変更なし	1日につき
	所定単位数の 15% 加算	変更なし	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	変更なし	1月につき
	所定単位数の 10% 加算	変更なし	1日につき
	所定単位数の 10% 加算	変更なし	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	変更なし	1月につき
	所定単位数の 5% 加算	変更なし	1日につき
	所定単位数の 5% 加算	変更なし	1回につき
チ 初回加算	200 単位加算	変更なし	1月につき
リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100 単位加算 (2)生活機能向上連携加算(II) 200 単位加算	変更なし 変更なし	
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1000 加算	変更なし	1月につき
	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 100/1000 加算	変更なし	
	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1000 加算	変更なし	
	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (3)で算定した単位数の 90% 加算	変更なし	
	(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)で算定した単位数の 80% 加算	変更なし	
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算	新設	1月につき
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算	新設	